

NO.48

2007. 10 vol.15

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

●産廃対策の制度改革と方向

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 由田 秀人

●解説3編

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

■再生利用認定制度に係る施行規則一部改正へ

■欠格要件をめぐる現状の問題と今後の動き

■物品賃貸業に係る木くず等が産廃へ

●循環型社会における産業界の役割 [新シリーズ第1回]

日本経済団体連合会 産業第三本部 池田 三知子

●産廃振興財団の動き



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

3R推進と産廃対策のこれから 産廃対策の制度改革と方向

～東アジア向けネットワークづくりを～

環境省 由田廃・リ対策部長に聞く

平成20年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求を終了した環境省の由田秀人廃棄物・リサイクル対策部長に、産業廃棄物対策への取組と方向を聞いた。産業廃棄物行政は、平成9年の法改正に始まり、同12年そして15、16、17年改正と制度の抜本的改正を進め、当面の制度づくりを終了した。新制度の浸透とともに産業廃棄物対策は懸案の不法投棄対策も含め大きな成果を挙げつつある。国の廃棄物対策の軸になる循環型社会の構築・3R推進と産業廃棄物対策の位置付け、来年度予算要求への考え方を聞いた。

由田部長は「ダイオキシン対策の成果など、国の諸政策が一体的に繋がり、大きな信頼感が醸成され、それが制度改革を更に大きく進めることになり、今日がある」と語った。

◇――

リサイクルは産廃処理の範疇

産業廃棄物の世界でお仕事をされている方々、それは産業廃棄物を排出している方、処理をされている方、関係者が居られるわけですが、大きな流れが二つあります。

一つは、全国産業廃棄物連合会(全産連)の皆さんが主張してきたことで、これは私はある意味では正しい、私の直感と経験からそう思っています。



私が接触してきた全産連の幹部の方々は共通に持って居られ、それが一つの大きな支えになって進んできたと思います。それは何かと申しますと、産業廃棄物の処理というのは当然リサイクルも含むという概念、そういうものの考え方で進めてきた。いわゆる廃棄物の処理というのは、焼却とか、破碎とか、そういったものが処理であってリサイクルは処理でないという主張が社会的にはありました。これは制度改革の過程で大きな問題でした。この主張は立場でいわれている方々、理念でいわれている方々がありました。廃棄物の処理という中で、出来るだけ最終処分というものからリサイクルの方へ移行させるべきであると私は思っていましたので、そこは全産連の皆さんが主張されていたことと一致していた。これが恐らく改革をこ

ここまでやって来た基盤だと思えます。

この産業廃棄物処理を理念としてやっておられる方々のご自身を改革しなければならないという問題がありました。ご自身が改革できなかつた方々、ちょっと山の中に捨ててきたとか、国外に適当にといった思考の方々は改革の中ではマーケットから淘汰されて行く、この辺は事業をやっていない人達が一事良く知っておられると思う。

◇----

排出事業者の責任の強化と適正な市場形成

もう一つは、排出事業者の責任の強化ということになりますが、廃棄物の処理にはお金が掛からざるを得ない。余りにも安かれ、悪かれに走ると先がなくなる。地域住民の同意を得るためにも、ビジネスがビジネスとして成立するためには、マーケットの中で一定の競争があって、その競争の中で安くなって行く。その要素だけでは十分ではない。これがこの分野の特徴でもあります。廃棄物の処理というものが排出事業者にとって、リサイクルされたのか、焼却処理されたのか、最終処分されたのか、それが合法的でありさえすれば、その処理の仕方にはあまり関心がない。これが正にこの世界の二つ目の特徴です。

主としてこの二つのベクトルで流れています。廃棄物処理法の改正を何度か進めてきましたが、一番大きいのは平成9年、12年で、15、16、17年と取り組んできました。その中で民業として民間の根幹的なビジネスとして、廃棄物処理業というものがマーケットの中で育成されるように仕掛けたわけです。最後にどうにもならないものは国家としてどうするかという問題を抱えた。

◇----

国の介入と信頼 産廃対策の改革のカギ

どうにもならないもの、具体的には PCB 処理は 30 数年間民間の方々の努力にもかかわらず何もできなかった。こういった問題に国家としてど

ういう関わりを持つのか、基本は民間のビジネスに置きながら、どうにもならない場合、国家としてどう対処するか、PCB の場合は、割合直截的に登場し、自分達が現地の人達、直接関係者の人達と協力して説得する、運営も国が強く関与して進めるといったやり方を取り、いわゆる強烈な環境汚染に結びつくような問題は国家として取り組む。それからアスベスト廃棄物とか低濃度 PCB 廃棄物といったジャンルは、有害物質ではありますが、国がゆるやかなバックアップ体制を敷いています。国が何故信用していただけるか、ここが大切なんです。国は、今、PCB 処理を全国に 5 カ所処理施設を整備し取り組んでいます、あるいはアスベストについても処理実験を進めながらゆるやかな国の介入、バックアップをしてくれています。

この国の信用ということを別の観点から説明しますと、今、世界でごみの焼却炉を比較的すんなり立地し、対処している国は、日本、中国ぐらいではないでしょうか、私の知っている限りでは、東南アジアの国々、メキシコ、アメリカ、ヨーロッパ諸国では焼却炉を作るのに住民の反対運動が凄まじく、大変な大騒動です。韓国もヨーロッパに合わせて、焼却もしないということになった。そんな情勢の中で、日本はダイオキシンを予定通り 98%削減した、PCB 処理施設を全国に 5 カ所設置し、処理に取り組んでいる。こういった措置が地域の人々の信頼を得る土壌となった。そういった雰囲気の中での産業廃棄物の課題の解決、だから改革も進んだ。このようにいろんな政策が一体的に繋がり、バランスが取れたことにより、産業廃棄物対策の制度づくりが円滑に進んだと考えています。

◇----

マニフェストとネットの誤算

改革が進み、処理業者の優良化の方向に進むと考え、排出業者にも自覚があった点もあり、随分早く平成9年にマニフェストの電子化を盛り込み

ました。民間企業へのツールとして法律に書き込みましたが、前代未聞で内閣法制局での審査をはじめ大変なことでした。これで改革が終わるというか相当のところまで行くと思いました。実は、電子マニフェストを圧倒的に皆さんが使うと思っていました。その結果は「アレっ」という思いでした。当初はシステムが悪いといった問題もあり、その作り直しなど時間が掛かるのは仕方がないと思っていましたが、その後になってもサッパリ進まない。善かれと思って進めたものが十分な成果を見せない辛い思いをした。もう一つ、産廃振興財団に補正予算を組んで「産廃ネット」を創設していただいた。この産廃ネットは電子マニフェストの動くキーを握っていると思っていましたが、これが何故上手くいかなかったか、私は未だにわからないのです(笑)。当時いわれた経団連を中心に、排出事業者のグループは、どんな業者がどんな情報を持っていて、どういう業者なのか、そこをわかるようにして欲しいといわれていた。一方、産廃処理業者は我こそは使って貰いたいという情勢であり、それに多少のお金を払っても情報を取りにくるわけですから、そこに産廃振興財団が土俵(ネット)を創設した。両方から需要があれば産廃ネットは維持できると思った。これは国が用意をしなくてもビジネスとして用意してもおかしくない位に思っていました。ところが上手く動かない。ここの財団に苦情をいったのはこの問題だけではないか(笑)。強いて言えば、債務保証の基金についての産業界と財団の約束を果して下さいとお願いしたことです。

◇――

産廃対策と3R推進

そういったことから制度作りで残っている大きな課題は電子マニフェストですね。ITを使った産廃廃棄物業界がもう一皮剥けて大きく、近代的になって行くことが必要だと思っています。そこで、平成20年度概算要求で「環境特枠」があります

ので、そこに持ち出して規模も大きくして行きたいと考えています。いわゆる優良な産廃業界を育成するという産廃振興財団の所期の目的、債務保証に関連してはじめてたわけですが、今はツールが広がっていますし、頑張ってもらいたいと思っています。

優良なというのはもう古いかもしれませんが、産廃ビジネスネットワーク、そういう業界の中でのいろんなネットワークがいろいろ起り、得意な部分の情報交換、取組を進め、大企業も参加していますが、それに負けないようにしっかりと進め、それを産廃振興財団がバックアップしていただきたいし、私どもの予算もそのバックアップに有効に活用でき、前進させることができる。

結局、今申し上げたことが、廃棄物というのは排出事業者の責任が重いということは、ある程度コストが掛かっても安心なところへ持って行く、私が昔からいっている悪貨が良貨を駆逐する社会を転換する、こういう道に進んで行けば、廃棄物の値段が上がりますと、単にリサイクルするだけでなく、排出事業者は廃棄物を減らそうとしますから、リデュースも実現します。こういうことで3Rが進むことになり、こういう道筋になっていっていますので、これをさらに前進させることに努力して行かなければなりません。

前進させるということで見ますと、産業廃棄物の最終処分量はある時期から見ると3分の1に減っています。もちろん全体の排出量が減っているわけではなく、お金を掛けて減らしています。ビジネスが広がっているわけです。お金を掛けないと最終処分量は増えます。リサイクルの方が高いですから。

◇――

アジアで循環ネットワーク

ここ十数年を振り返って見ますと、豊島とか青森・岩手とかあちこち事件がありましたが、そういったことが二度と起こらないようにしようと改

革を進めてきました。その軸として 3R も随分前進しつつあります。それであれば、今は環境問題は温暖化問題が一丁目一番地ですから、低炭素化社会ですから、それと並んで自然共生社会と循環型社会づくり、この 3 本柱で持続可能な社会を作ろうというのが環境立国戦略の狙いであり、これを引っ提げて来年の北海道洞爺湖サミットに入るという流れにあります。世界中ごみ量が増えています、アジアの経済発展が凄いですから廃棄物の排出量は物凄い勢いで増えています。廃棄物そのものは国内処理が原則ですが、廃棄物そのものではないですが、それに続く物が有価物として中国等に行っていますので、その中に変なものが混じると国際問題に発展しますから、バーゼル条約をキチッと守って行かなければなりません。日本の基本的なポジションは、先ずそれぞれの国で循環型社会を作っていくことを呼びかけています。それと合わせて輸出入を適切にやっけていこう、日本もそれを率先し、そういったことを踏まえてアジア全体の循環型社会作りをやっけていこうという図式で進めています。これを受けて、来年のサミットで 3R を取り上げて行くように努力して行きたい。そういう過程で、3R の概念を磨いて行くということでは G8、OECD の会議で取り上げながら、関連してアジアにも出ていきたいと考えています。

先ず、それぞれの国が循環型社会を作ろうということですから、日本は、それぞれの国の前に政策を詰めて行きたい。1 年半前になりますが、正月早々から容り法改正の段取りを何とか済ませて韓国、中国を訪問、続いてベトナム、フィリピンにも訪問、さらにタイ、マレーシアにも訪問、途中日本でもエコアジアなど国際会議を開催、アジア開発銀行への基金、具体的になれば外務省、JICA にもアプローチして行くことになりますが、来年度から東アジア循環ビジョンを作るための予算も要求しており、時代はいよいよアジアへ向けてということになります。

これは日本で培ったいろんなシステム、技術を産廃業界の皆さんは持っておられるので、我々が制度づくりの支援をするのに合わせて、向こうの業界と一緒にサポートして行く、アジアのネットワークで動ける産廃処理業者、リサイクル業者が生まれてくるのが私の夢です。海外でいろいろな事件が起きていますが、日本では余り知られていない、日本の関係者はコップの中にいる可能性があります。私が叫ぶだけでなく、この機関誌を通じて、世界の中で起こっていること、これは裏を返せばビジネスチャンスなんです。

◇――

来年度予算要求は循環と低炭素を基盤に

いろいろ広範囲の話をしました、今までいったようなことを念頭に置きながら、来年の予算要求は、環境特枠に集約していますが、やはり循環型社会と温暖化対策つまり低炭素化社会に組み合わせるべく、とくにバイオ、エネルギーを徹底的にどう吸い尽くすかにシフトし、そこにいろんな予算案を全部そこに向けています。第二番目は、産廃向けの IT 革命、とくに電子マネーの体質をもう一步前進させよう、第三番目は、正に 3R を国際的な進展をさせて行こう。非常に大まかにいいますと以上ですが、これらを基本に前に進めて行きたい。もう一つ加えると、輸出入の量が物凄く膨大ですので、とくにバーゼル条約のところをミスると大変なことになります。今、BAN アmendメント、これは先進国から途上国に一切出してはダメという条約ですが、国際的な議論になっています。来年のジャカルタの COP10 で決することになっていますので、注目していただきたい。そのためにもバーゼル条約、これは手続きとルールを決めており、輸出ダメではないのですが、ここで問題を起こしてはならない。そのための予算、BAN 改正発効に向けての対策も要求しています。 (談)

(聞き手：(株)環境産業新聞社 森本 洋)

再生利用認定制度に係る 施行規則一部改正へ

バーゼル規制対象物、再生利用へ向けて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課課長補佐 築地原 康志

1. はじめに

平成 17 年 12 月 21 日の規制改革・民間開放推進会議答申を受け、平成 18 年 3 月 31 日に規制改革・民間開放推進 3 力年計画(再改訂)が閣議決定されました。この計画の中で、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。)に掲げる、いわゆるバーゼル規制対象物が含まれる廃棄物を、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の対象とするか否かについて、平成 18 年度中に判断することとされました。

これを受け、平成 18 年 9 月から平成 19 年 3 月まで 4 回にわたり、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の区分等に関する専門委員会」(委員長 細田衛士 慶應義塾大学教授)でバーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱いについて御検討いただき、バーゼ

ル法上の有害特性を有する非鉄金属についても再生利用認定制度の対象とするべく、必要な制度改正を行うべきとの検討結果が出されました。

これを踏まえ、環境省では、バーゼル規制対象物である非鉄金属について再生利用認定制度を用いて生活環境の保全に支障がなく再生利用を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正を行うことを検討しており、平成 19 年 8 月 10 日から 9 月 10 日までパブリック・コメントを実施し、今後、いただいた御意見も踏まえ、施行規則の改正等を行うこととしています。

本稿では、専門委員会での検討内容の概要、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)の一部を改正する省令案等について説明します。

2. 廃棄物の区分等に関する専門委員会での検討概要

(1) 有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱い

バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物を再生利用認定制度の対象とするに当たって、次のとおり、その基本的な考え方がまとめられました。

① 対象に加える物質

鉄・非鉄金属製錬業界においては、既にばいじんや廃電子基板等から銅、鉛、亜鉛等の回収を効率的に行い、JIS規格等を有する非鉄金属製品を生産していること、また、非鉄金属については、有機物のように分解・無

害化して自然に還元することができないことや、限りある天然資源であることといった特性を踏まえると、バーセル法上有害特性を有するとされている金属についても、製錬工程において回収・再生利用することが極めて有効であると考えられるため、対象に加える物質については、現在バーセル法上の有害特性を有する非鉄金属とされました。

② 対象に加える廃棄物

非鉄金属を含む廃棄物としては相当程度の種類の廃棄物が考えられ、実際の処理工程等においても多様な廃棄物が投入されています。このため、これらを個別に再生利用認定制度の対象物質に指定するのではなく、対象となる非鉄金属を含有する廃棄物の再生利用方法において生活環境保全上の支障を生じることなく処理が可能であることや、投入する廃棄物に含まれる非鉄金属の含有率、当該再生工程における非鉄金属の回収率等を勘案しつつ、再生方法に応じて個別に判断することが適当と考えられます。こうした考え方にに基づき、対象に加える廃棄物については、対象となる非鉄金属を含有する廃棄物であって、その再生利用方法において生活環境保全上の支障を生じることなく処理可能な廃棄物に限定するとされました。

③ 対象に加える再生方法

鉄・非鉄製錬業は、高温の固体処理工程や高度な酸化・還元工程を組み合わせた高度な生産設備を有しており、また、生産工程から排出される排ガスや排水等に対する日常的な環境対策も講じられています。したがって、(2)に記載する有害廃棄物を対象とする場合の考え方が考慮されることを前提とした場合においては、再生利用の施設として生活環境の保全が十分に確保されるものと考え

られるため、対象に加える再生方法として

- ・ 鉱物から対象となる非鉄金属を生産する一連の生産設備
- ・ 他の製錬工程における製錬中間物又は副生成物から対象となる非鉄金属を生産する一連の生産設備

に、対象とする廃棄物を投入する再生を対象とするとされました。

ただし、対象となる廃棄物の性状を事前に十分把握し、対象となる廃棄物の再生利用に供する工程において生活環境保全上の支障を生じないこと等が確認されなければならないとされました。

(2) 有害廃棄物を対象とする場合の考え方

(2)の対象に加える物質、対象に加える廃棄物、対象に加える再生方法のほか、有害物質を再生利用認定の対象とする場合の考え方として内容等の基準や生活環境の保全に係る措置について検討されました。

① 内容等の基準

内容の基準については、

- ・ 対象となる一連の生産設備に鉱物、製錬中間物又は副生成物と併せて対象となる廃棄物を投入し、再生品として対象となる非鉄金属製品を得るためのものであること
- ・ 再生品である非鉄金属製品が J I S 規格等に適合するものであること
- ・ 再生に伴って生じる廃棄物について適正な処理が確保されること
- ・ 再生利用を自ら行う者であること
- ・ 金属の製錬を主たる事業として生活環境保全上の支障を生ずることなく行っている者であること

が必要とされました。

これらのうち、現行の内容の基準と大きく異なるのは、「再生に伴って生じる廃棄物につ

いて適正な処理が確保されること」という内容です。

現行の内容の基準では、「当該再生に伴い廃棄物(再生品を除く。)をほとんど生じないこと」となっていますが、製鉄・非鉄製錬においては、選別等の前処理工程からの残さや、製錬工程から生ずるスラグ(有価でないもの)等、廃棄物が相当程度排出されることも考えられます。このため、今回対象とすることを検討している非鉄金属については、可能な限り回収することを前提とした上で、現行基準の例外規定を設けることが適当であるとされました。

当然のことながら、これらの製錬工程で生じる廃棄物については、処理基準に適合した処理が行われなければなりません。

② 生活環境の保全に係る措置

今回対象とすることを検討している非鉄金属を含む廃棄物については、前処理工程、再生工程において相当の残さが生じることが想定され、これら廃棄物の処理についても排出事業者はその責任を全うする必要があることや、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物を対象とすることから、マニフェスト(産業廃棄物管理票)は不可欠であることとされました。

また、生活環境影響調査については、対象となる廃棄物が対象となる再生利用の方法により生活環境保全上の支障を生じないものであること、対象となる再生利用方法において日常的な生活環境保全のための対策が確実に

講じられることを明確にさせることにより不要とされ、これを明確にさせるための一手法として、再生利用する廃棄物の収集・運搬や生産設備において環境保全のために講じる措置について、自主的な協定を環境大臣と締結するなど、認定を受ける事業者において自主的に取り組む姿勢を明らかにすることが考えられるとされました。

(3) 積極的な情報公開等による再生利用認定制度の透明性の確保

再生利用認定制度の適切な運営と制度活用の促進に向けては、再生利用認定の内容や再生利用状況等について、国民や事業者に適切に情報を公開し、当該制度による安定的・安全な再生利用と制度活用の有効性についてその透明性を確保することが必要とされました。また、認定を受けた事業者においても、今回対象に加える廃棄物に係る再生利用認定制度の認定に当たっては、(2)の自主的な協定などにおいて情報公開を含めることとし、以下のような項目について情報公開することが考えられるとされました。

- ① 受け入れる廃棄物の量及び性状
- ② (2)で講じることとした措置の内容と講じたことによる結果(排ガスや排水の状況等)
- ③ 排出される廃棄物の処理とその処理状況
- ④ 再生利用される金属の種類及び量
- ⑤ 情報公開の方法

なお、情報公開については、周辺住民はもとより、広く国民に再生利用の有効性や環境配慮の状況を周知するものとすべきであるとされています。

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等の概要

(1) 再生利用認定制度の対象について

2.(1)で示された対象に加える物質及び対象に加える廃棄物を踏まえ、規則第6条の2第1

号及び規則第12条の12の2第1号に規定している「ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環

境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの」及び規則第6条の2第2号及び規則第12条の12の2第2号に規定している「特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項第1号イに掲げるもの」から資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物を除く旨の改正を行うこととしています。

具体的な廃棄物としては、金属を含む廃棄物(当該金属を原材料として使用することができる程度に十分に含むものが廃棄物になったものに限る。)とすることとしています。

(2) 再生利用認定制度の内容について

2.(2)で示された内容の基準を踏まえ、再生利用認定制度の内容に係る事項について、現在の規定に加えて以下の内容を新たに規定することとしています。

① 処理残さの発生について

処理残さについて「現行基準の例外規定を設けることが適当である」とされたことを踏まえ、規則第6条の4第8項及び第12条の12の4第8項の内容の基準において、資源とすることが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物を利用する場合は、廃棄物(処理残さ)の発生を認めることとしています。

② バゼル規制対象物である金属の再生利用認定に係る基準について

「対象となる一連の生産設備に鉱物、製錬中間物又は副生成物と併せて対象となる廃棄物を投入し、再生品として対象となる非鉄金属製品を得るためのものであること。」等とされたことを踏まえ、規則第6条の4及び第12条の12の4に規定される内容の基準の他、次の基準を定めることとしています。

ア 鉱物、鉱物の精錬又は精錬を行う行程で生じる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の精錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属として用いるための再生品を得るためのものであること。

イ 廃棄物を原材料として使用するにあたり、前処理が必要な場合においては、当該前処理に伴い生じる廃棄物の適正な処理が行われるものであること。

③ マニフェストについて

「マニフェストは不可欠である。」とされたことを踏まえ、規則第8条の19に規定されているマニフェストの交付を不要とする者から、資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物について再生利用認定を受ける者を除く旨の改正を行うこととしています。

(3) 再生利用を行い、又は行おうとする者の基準について

2.(2)の内容の基準において、「再生利用を自ら行う者であること。」とされたこと等を踏まえ、規則第6条の5及び第12条の12の5に規定される者の基準の他、次の基準を定めることとしています。

① 金属として用いるための再生品とその他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること。

② 金属の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品である金属の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかである者であること。

③ 再生利用の用に供する施設が溶融炉である場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。(基準省略)

④ 再生利用の用に供する施設が浸出槽である

場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。(基準省略)

- ⑤ 再生利用の用に供する施設が回転炉床型の還元炉である場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。(基準省略)

なお、③から⑤については、2.(1)の対象に加える再生方法において、「対象となる廃棄

物の再生利用に供する工程において生活環境保全上の支障を生じないこと、さらに、再生利用に供する工程以外の工程に影響を生じることにより全体として生活環境保全上の支障が生じることがないものであることが確認されなければならない。」とされたことを踏まえ規定することとしています。

4. おわりに

現行の再生利用認定制度では、再生利用により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、廃棄物自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物等を認定の対象外としてきました。

しかし、専門委員会の報告書にあるように、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物であっても、非鉄金属の再生利用については国内における高い生産技術を利用し、周辺的生活環境への影響を及ぼすことなく、JIS規格等を持った金属製品が生産されていることから、金属を含む廃棄物は単に処分するのではなく、金属を回収・再生利用す

るシステムに可能な限り組み込むことが必要です。

一方で、これまで認定対象としていなかった有害特性を有する廃棄物を認定対象にしようとするものである以上、その廃棄物の受入から再生利用に伴って生じる廃棄物の処理に至るまで、生活環境への影響を生じないための適切な配慮が十分になされるよう、慎重に認定を行う必要があります。

環境省では、今後、速やかに必要な省令の改正等を行い、再生利用認定制度を有効に活用していただくことにより、適正な生活環境保全への配慮の下、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物等から有用な金属の再生利用が円滑に行われることを期待しているところです。

欠格要件をめぐる

現状の問題と今後の動き

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 規制係 塚田 泰久

はじめに

産廃振興財団 NEWS の読者の皆様には、日頃から、当省の廃棄物・リサイクル行政の推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)で規定する欠格要件は、

法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨として、昭和51年の法改正で従来の許可要件を整理した際に導入されたものですが、その後の廃棄物処理をめぐる状況の変化に伴い、欠格要件も幾度となく改正・強化されています。したがって、本稿で

は、欠格要件の改正の経緯を簡単に振り返るとともに、欠格要件をめぐる現状の問題と今後の動きについて、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。)の処理を中心に解説していきたいと思えます。

欠格要件とは

廃棄物の処理は、公衆衛生及び人の健康に影響を及ぼし得るものであることから、廃棄物処理法は、廃棄物の処理方法や施設の構造の基準を定めるとともに、廃棄物の処理を業として行う者及び特定の処理施設の設置を許可制とするなど様々な規制

を行っています。なかでも、処理を業として行う者に対する規制については、一般的に価値を有さない廃棄物がぞんざいに扱われ、ともすれば違法・不適正な処理が行われる傾向があることから、廃棄物処理法では、処理に従事するうえでの一般的な

適性として、処理を業として行う者に対して一定水準の資質を要求するとともに、特定の要件に該当しないことを求めています。この特定の要件が、「欠格要件」です。

経緯と現状

(1) 欠格要件の改正経緯

産業廃棄物の処理をめぐっては、これまで不法投棄をはじめとする違法・不適正な処理が後を絶たず、産業廃棄物処理業界に対する国民の不信が増大したことから、国民だけでなく、経済界や自治体からも産業廃棄物を排出する者(以下「排出事業者」という。)や産業廃棄物の処理を業として行う者(以下「処理業者」という。)に対して規制を強化するよう強い要請がありました。このような社会的状況の中で、政府は平成3年以降、廃棄物処理法を適宜改正し、産業廃棄物をめぐる諸問題に対応してきたところです。

特に、処理の軸を担う産業廃棄物処理業に関しては、以前から暴力団との関わりが指摘されてきたことを踏まえ、欠格要件に暴力団員を追加するなど産業廃棄物処理業の許可(以下「処理業の許可」という。)の要件を逐次強化してきました。

また、産業廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に関しても、ブローカー等が転売利益を目的に、処理施設の設置許可を取得した後に適正処理能力の乏しい他者に譲

渡するなど不適正な事例が見られたことから、平成12年の法改正において処理業の許可と同様に処理施設の設置者に関する人的要件を追加しました。

このように、欠格要件を強化することにより悪質業者の

新たな参入を阻む一方で、既に許可を受けている処理業者が欠格要件に該当するに至った際には、該当者を処理業界から確実に排除することが必要です。そのため、平成15年の法改正では、欠格要件への該当を理由とする許可の取

表1 欠格要件の改正経緯

改正年	主な改正内容
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の者を処理業の許可の欠格要件に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者 ・廃棄物処理法、環境法令に違反し、罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者 ・刑法等の罪(刑法の傷害、暴行、脅迫等の罪及び暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪)を犯し、罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者 ・役員、使用人等が欠格要件に該当する法人
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の者を処理業の許可の欠格要件に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反により罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者 ・許可を取り消された法人の役員 ・実質的な支配力を有する者(黒幕)が欠格要件に該当する法人
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ①以下の者を処理業の許可の欠格要件に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) ・暴力団員等がその事業活動を支配する者 ②処理施設の設置許可に人的要件を追加
平成15年	●欠格要件該当者に対する許可取消処分の義務化

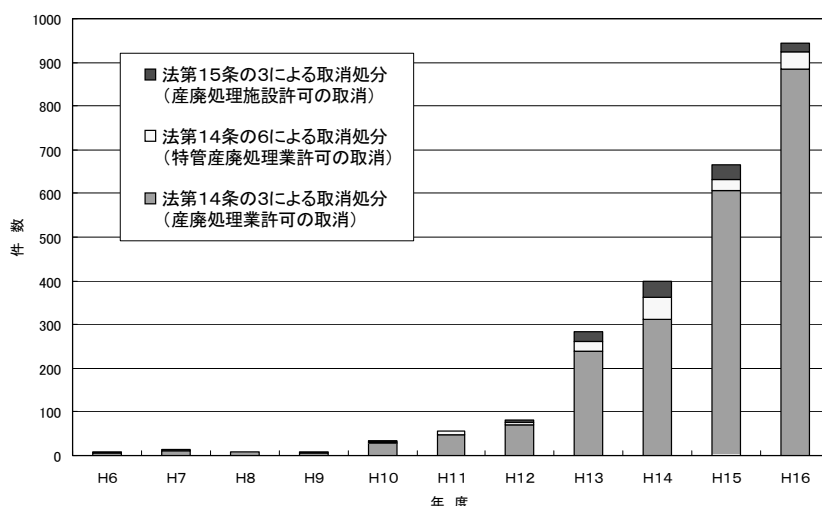


図1 廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移

消処分を義務化し、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するとともに、効率的な産業廃棄物行政の推進を図ったところです(表 1 参照)。

(2) 許可取消しの現状

累次の廃棄物処理法改正に

より欠格要件を強化した結果、平成 9 年度以降、処理業の許可及び処理施設の設置許可の取消処分件数(以下「取消処分件数」という。)は増加傾向にありましたが、許可取消しの義務化を行った平成 15 年度以降、取消処分件数は更に

増加し、その後も高水準を維持しています(図 1 参照)。このことから、欠格要件の強化により、産業廃棄物処理業界の適正化が着実に進んでいることが分かります。

検討会での議論

欠格要件の強化が成果を挙げている一方で、運用によっては、許可取消しの連鎖により優良な処理業者までも産業廃棄物処理業界から排除したり、処理施設を使用できなくなることも起こり得るため、却って、廃棄物処理法の趣旨から逸脱するのではないかとの指摘が処理業者や経済界から挙がるようになりました。

こうした指摘を踏まえ、環境省は、平成 17 年 6 月に 6 名の学識経験者からなる「欠格要件の在り方検討会」(以下「検討会」という。)を発足させ、従来の欠格要件の運用についての検証及び評価を試みるとともに、欠格要件の今後の方向性などについて検討してきました。検討会では毎回活発な議論が繰り返されましたが、関係団体からのヒアリングも含めて 10 回の検討を経て、平成 19 年 3 月に報告書のとりまとめに至りました。

以下、検討会での議論のポイントと提言の内容について解説します。

(1) 議論のポイント

①無限連鎖について

現行法は、許可を取り消された法人 A の役員 b が別法人 B の役員も兼務していた場合に、法人 B の許可は取り消されることとなり、法人 B の役員 c が更に別の法人 C の役員を兼務していた場合には、法人 C の許可も取り消されるというように、理論上、許可取消しの連鎖が無限に続くこととな

ります(図 2 参照)。

この点について、検討会では、欠格要件の制度趣旨からみて行き過ぎであること、取締役会の各役員に対する監督責任の限界などを考慮し、許可取消しの連鎖を法人 B までに止める措置を検討する余地があるとされました。

②廃棄物処理業務との関連性について

役員等が、廃棄物処理業務とは関係のない私的な行為の中で欠格要件に該当するに至った場合についても、

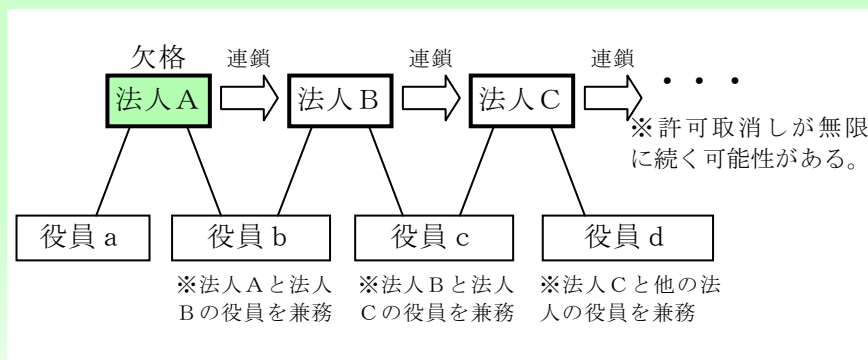


図 2 許可取消しの連鎖

法人を欠格要件に該当させることは行き過ぎであるとの指摘があります。

しかし、多種多様なケースがある中で、何をもって業務関連性がないとみるかの判断が容易ではないこと、業務関連の有無にかかわらず暴行罪や傷害罪による罰金刑を欠格要件としているのは暴力団の排除が目的の一つでもあることから、検討会では、今の段階でこの要件を緩和するのは妥当ではないとされました。

③過失による環境法令違反について

複合的な経営を行っている企業では、一事業所の事故により環境法令(大気汚染防止法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法等の生活環境の保全を目的とする法令をいう。)に違反した結果、法人が欠格要件に該当することとなり、他事業所の廃棄物処理に影響を与えることがあります。現実的には、過失による法令違反を完全になくすことはできないことから、このような事態を社会的な損失であると考えられる向きがあります。

しかし、検討会では、過失犯といえども故意犯と同

等以上の社会的侵害性を有する場合もあること、環境価値の重要性が高まっていることに留意すべきであるとされました。

④処理施設の設置許可における人的要件について

処理施設を設置し、処理後の廃棄物を原料や燃料として利用する製造業者などは、資源循環型社会の構築を推進するうえで一定の社会的役割を担っており、これらの処理施設を社会資本とみなせることから、設置者が欠格要件に該当し、当該処理施設の稼働を停止させることは公益に反するとみる向きがあります。また、技術上の基準を審査する処理施設の設置許可は必ずしも人的要件と結びつける必要はないとの主張があります。

しかし、検討会では、処理施設の設置許可についても悪質業者を排除する必要があることには変わりはなく、未だ平成15年の法改正の効果を見極める段階に至っていないとされました。

⑤役員等の範囲について

会社法の下では、監査役は取締役等の業務執行を監督する立場にあり、業務執行からの独立を図っている

こと、また、社外監査役は複数の会社の役員を兼務することが多く、連鎖取消しの影響が非常に大きいことから、欠格要件が適用される役員から除外するべきとの声があります。

検討会では、産業廃棄物業界は小規模な事業者が主体となっており、監査役の役割が会社法で予定している役割に限定されているかについては疑問が残ることに加え、そもそも、廃棄物処理法は処理業者に法令遵守の徹底を図っていることに留意すべきであるとされました。

(2) 提言

以上の議論を踏まえ、本年3月に検討会から三つの提言がなされました。

【提言1】

現時点では、許可取消しの義務化に伴う効果を検証し得る段階には至ってはいない。このため、現行の欠格要件の体系について、現時点で直ちに大きく見直すべき段階には至っていないと考える。

【提言2】

いわゆる無限連鎖の問題については、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許

可の取消しが連鎖し、優良な産業廃棄物処理業者までも許可を取り消される結果となり、社会的公正の観点から不適正な事例を招来しないよう、早急に許可取消

しの無限連鎖を断ち切るための必要な措置を講ずるよう検討すべきである。

【提言3】

今後も、平成15年改正法による効果の検証を引き

続き行いつつ、欠格要件の在り方及びその運用について、関係者の意見を聴きながら検討を継続するべきである。

検討会の報告を受けた対応

検討会からの提言2を受けて、無限連鎖に関する法運用を明確化するため、環境省は、都道府県等に対して平成19年4月9日付けで通知を発出しました。その内容は、図2の例でいえば、許可取消しの連鎖に伴う法人C以降の許可の取消しについては、

法人間及び役員間における相互の関連性について十分に検討したうえで、廃棄物処理法の想定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な処理業者までもが許可を取り消され、社会的公正の観点から不適正な事例を招来しないよう、都道府県等に

対して慎重な判断を求めたものです。

また、提言3を受け、今回の検討会での整理を踏まえ、引き続き学識経験者による検討を行うべく準備を進めているところです。

構造改革の推進に向けて

廃棄物、なかでも産業廃棄物の適正処理においては、処理業者の果たす役割が非常に大きいことから、処理業者には、より積極的な役割が期待されるところです。処理業者が国民の期待に応えるとともに信頼を勝ち取るためには、処理業者は廃棄物処理についての技術や知識は勿論のこと、関係法令についての知識を習得し、法令遵守を徹底していく必要があります。一方、

産業廃棄物は、排出事業者が適正処理の責任を負っていることから、排出事業者には優良な処理業者を選択することが求められます。

これまでは、欠格要件を強化し、廃棄物の適正処理を期待し得ない者を排除することで、処理業界の適正化を図ってきましたが、これからは、処理業界を牽引できような優良業者を育成していくという視点も重要です。

こうした観点から、環境省では、処理業者の優良性の判断に係る評価制度を創設し、この推進に取り組んでいます。

廃棄物処理をめぐる改革は道半ばではありますが、環境省としては、今後も関係各位に御協力いただき、廃棄物の適正処理が推進されるような施策を展開していく所存です。

物品賃貸業に係る木くず等が産廃へ — 廃棄物の区分等に関する専門委員会 —

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 基準係 板谷 秀継

はじめに

リースの木製家具や木製の輸送用パレットなどが廃棄物になったものは、従来より一般廃棄物として取り扱われてきたが、この度、これらが産業廃棄物に変更されることとなったので、誌面を借りて、その経緯と概要を紹介する。

経 緯

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)においては、これまで、木くずについて、①建設業などの特定の業種に係るもの、②PCBが染み込んだもの、が産業廃棄物として定められていた。

このような中で、従来は一般廃棄物とされていた木製の輸送用廃パレット等について、区分の見直しを求める規制改革要望が排出事業者からあった。このため、平成18年3月31日の規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)において、区分の見直しについて検討することが閣議決定された。

これを受け、「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会」に設置された「廃棄物の区分等に関する専門委員会」において検討が行われ、平成19年7月27日に、中央環境審議会会長から環境大臣あてに意見具申がされた。

その後、平成19年9月7日に、物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に加えるための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第283号。以下「改正政令」という。)が公布され、平成20年4月1日から施行されることとなった。

改正政令の概要

(1) 新たに産業廃棄物とされた木くず

事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず」(以下「物品賃貸業に係る木くず等」という。)が、産業廃棄物として追加された。

① 物品賃貸業に係る木くず

「物品賃貸業に係る木くず」とは、日本標準産業分類による中分類 88「物品賃貸業」に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くずをいい、具体的には、リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くずが該当する。

したがって、例えば、木製のリース物品が当該リース契約終了後に有価物として売買され、その後、リース事業者以外の事業者から廃棄物として排出される場合には、当該廃棄物は、「物品賃貸業に係る木くず」には該当しないこととなる。

② パレット等に係る木くず

「貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活

動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなる。

なお、こん包用の木材であっても、①魚や野菜などを輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる小型の木箱や②パレットとともに使用されない大型の木枠などは、パレットへの積付けのために使用されるものではないため、これらに係る木くずは、ここでいう「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くず」には該当しない。

(2) 経過措置について

改正政令の施行により、物品賃貸業に係る木くず等が一般廃棄物から産業廃棄物に変更されることに伴い、産業廃棄物である木くずの処理量について急激な増加が見込まれることから、その適正処理を確保するために必要な経過措置が講じられている(改正政令附則第 2 条～第 4 条)。

具体的には、改正政令の施行の際現に物品賃貸業に係る木くず等の処理を業として行うことができる一般廃棄物処理業者等について、一定の期間に限り、産業廃棄物処理業の許可を受けたものとみなすこととされたほか、産業廃棄物処理施設の設置許可や罰則に関する経過措置が講じられた。

その他

道路・ダム等の管理に伴い排出される剪定枝・伐採木、流木などについては、先に述べた中央環境審議会の意見具申において、総じて、市町村責任の下で一般廃棄物処理業者や排出事業者が処理を行っていることなどから、引き続き、一般廃棄物として区分することとされたため、区分の変更

は行われていない。

なお、今回の木くずに係る廃棄物の区分の見直しに関する検討経緯や意見具申の内容等は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)の「審議会・委員会等」や「報道発表資料」において公表されているので、そちらも御参照願いたい。

おわりに

排出事業者におかれては、改正政令の施行日以降、物品賃貸業に係る木くず等については、その処理を産業廃棄物処理業者に委託し、委託契約書やマニフェストを作成・交付しなければならないなど、その処理に関する取扱いが大きく変わることとなるので、あらかじめ処理の委託先を確保しておくなど、円滑な制度移行のための御協力をお

願いたい。

また、産業廃棄物処理業者におかれても、施行日以降、産業廃棄物である木くずの処理量について急激な増加が見込まれることから、あらかじめ物品賃貸業に係る木くず等の受け入れ態勢を整えるなど、適正かつ円滑な処理の実現に向けた御協力をお願いしたい。

木くずに係る廃棄物の区分の見直し

	改正前（平成 20 年 3 月 31 日まで）		改正後（平成 20 年 4 月 1 日以降）
産業廃棄物である木くず (事業活動に伴って生じた木くずのうち、一定のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●業種による限定があるもの <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業に係る木くず 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●業種による限定があるもの <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業に係る木くず ・物品賃貸業に係る木くず
	<ul style="list-style-type: none"> ●業種による限定がないもの <ul style="list-style-type: none"> ・PCBが染み込んだ木くず 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●業種による限定がないもの <ul style="list-style-type: none"> ・PCBが染み込んだ木くず ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず
一般廃棄物である木くず (産業廃棄物以外の木くず)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じた木くずのうち、産業廃棄物以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・木製家具・器具類に係る木くず ・貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず ・こん包用の木材に係る木くず ・その他の木くず(道路・ダム等の管理に伴って生じた剪定枝・伐採木、流木など) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じた木くずのうち、産業廃棄物以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・木製家具・器具類に係る木くず(物品賃貸業に係るものを除く。) ・こん包用の木材(パレットへの貨物の積付けのために使用したものを除く。)に係る木くず ・その他の木くず(道路・ダム等の管理に伴って生じた剪定枝・伐採木、流木など)
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じた木くず以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出された木くず(庭木の剪定枝、木製家具など) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じた木くず以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出された木くず(庭木の剪定枝、木製家具など)

優良性基準適合を取引条件に

通貨処理機器メーカー グローリー(株)

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度は、平成 17 年 4 月の運用開始から約 2 年半が経ちました。この間、処理業者の取組みが進み、平成 19 年 8 月末で情報開示事業者数は 1,321 社、適合許可数は 973 件、適合事業者数は 221 事業者と着実に増えてきました。

一方、産業廃棄物の排出事業者サイドにおいても、業者選択の基礎的なデータベースとしてこれを活用する動きが広がり、浸透定着が進んでいます。

本号では、このほど本制度の積極的活用を決定したグローリー株式会社の事例をご紹介します。

産業廃棄物処理業優良性評価制度の活用

グローリー株式会社

弊社では、現金入出金機・自動販売機等の製造・販売を行っており、年間約 2,500t の使用済み製品を回収して、廃棄物としてリサイクル処理しています。廃棄物処理は、全国約 20 社の処理業者に委託していますが、以前は業者選定や契約を各支店ごとに実施しており、処理業者にばらつきがありました。

また、廃棄物処理に対する厳格化を求める最近の趨勢の中、弊社もお客様からの信頼性を高めるためには、「廃棄物処理法で規定されている排出事業者責任

を果たすこと」、及び「委託業務における基準を明確にすること」の強化が必須となっています。

そこで、弊社は、廃棄物処理を委託するにあたり、

- ・「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」の適合確認を受けていること、
- ・または、適合確認を受けられる基準に達していること、

会社プロフィール

創業 1918年（大正7年）3月

設立 1944年（昭和19年）11月

資本金 12,892,947,600円

東京・大阪証券取引所 市場第一部上場

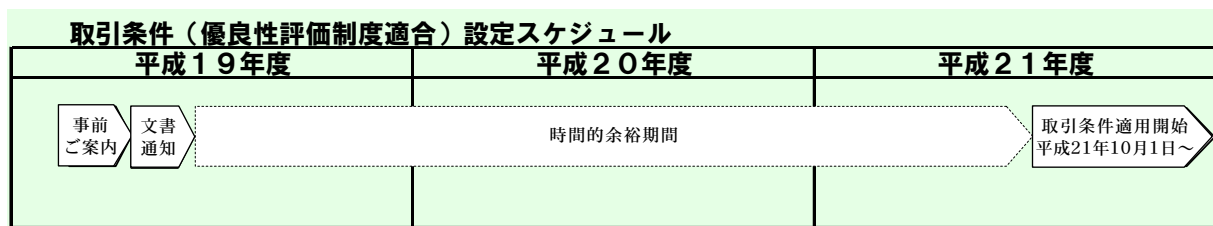
従業員数 3,317名（グループ34社総数 5,662名）

主な事業 現金入出金機、自動販売機、両替機等の製造・販売

URL <http://www.glory.co.jp>



紙幣入金整理機 たばこ販売機



をお取引する条件として新たに追加設定することとしました。

これにより、以下の効果が期待されます。

- ・弊社独自の選定基準がレベルアップされる。
- ・国が定めた委託基準を設定することにより委託基準が明確

化される。

- ・優良性評価制度の適合確認を受けていることを取引条件とすることにより、排出事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素となる。
- 尚、上記の新しい委託基準を

適用するに際し、今年5月～7月にかけて全国の処理業者を順次訪問し、新基準に対するご理解とご協力を直接お願いしました。また、取引条件適用開始日は2年後の平成21年10月1日からとし、可能な限り時間的余裕を考慮しました。



今回ご紹介させていただいたグローリー(株)のほかにも、処理業者の資格審査に優良性評価基準を活用したり、入札時の評価の際に評価制度に基づく情報公開項目が多いほど高得点を付与したりするなどの事例も見られます。また、現在の取引業者に対して、評価制度への取組状況について毎年アンケート調査を実施して取組みを促すなどの動きも見られます。

優良性評価制度は、処理業界の構造改革と優良な処理業者育成を進めていくものですが、排出事

業者が廃棄物処理法に基づく「排出者責任」をより確実に果たすための重要なツールという性格も有しています。排出事業者はCSRの観点からも、これらの事例のように処理業者との取引関係の発展を図る客観的基準として優良性評価制度を位置づけ、積極的に活用していくことが望まれています。当財団においても、排出事業者に対する周知普及に、一層努めていく所存です。

（優良化事業推進チーム）

廃棄物処理法、豊島、温暖化

産廃懇話会

熱心な意見交換が続く

当財団が事務局となり、業界の主要 14 業界団体に日本経団連と環境省が加わって、平成 14 年から活動している定期勉強会「産廃懇話会」は、今年度もこれまで 3 回の例会を開催、産業廃棄物に関するさまざまな問題について、意見を交換し理

解を深めています。

まず、5 月 14 日の例会には 24 名が参加、弁護士の佐藤泉先生を講師にお迎えして「廃棄物処理法の読み方…排出事業者への罰則と行政処分」というテーマでご講演いただきました。

佐藤泉弁護士(第 30 回例会)



続いて 7 月 6 日には、香川県のご協力を得て、同県の豊島・直島を訪問、豊島廃棄物等処理事業の最新状況を見学させていただきました。15 名が参加し、雨まじりの空模様ではありましたが、あらためて現場の規模の大きさや関係者のご苦勞の様子を肌で感じた 1 日でした。



処理が進む豊島の現場で香川県職員の説明を受ける(第 31 回例会)



また去る 9 月 13 日の例会(通算第 32 回)には 19 名が出席、「廃棄物分野における温室効果ガス削減対策」と題して、環境省産業廃棄物課の瀧口課長補佐からお話を伺いました。産業界では 1997 年(平成 9 年)の京都会議(COP3)に先立ち、「経団連環境自主行動計画」を策定し、

温暖化対策と循環型社会形成のそれぞれについて自主計画を推進していますが、今回、環境省では産業廃棄物処理に伴い発生する温暖化ガス対策として、全国産業廃棄物連合会に自主行動計画の策定を要請したとのお話も披露されました。環境省の現下の重点施策は循環型社会、低

炭素社会、そして自然共生社会の推進であるとのこと。

産廃懇話会では、11 月に次の例会を開催予定で、その後も隔月のペースで講演会や施設見学を行い、産業廃棄物をめぐるさまざまな問題について理解を深めていくことにしています。

(産廃懇話会事務局)

循環型社会における 産業界 の役割

日本経済団体連合会 産業第三本部
資源・エネルギーグループ長 兼
環境グループ副長 池田 三知子

産業廃棄物の3R推進には、排出事業者、処理業者、行政の三者が相互理解を深めることがますます重要になっている。当財団ではこれまで産廃情報ネットの構築や優良化推進事業などを通じて、排出事業者に対する情報提供と啓発に努めているが、今回、情報の双方向化を図るため、産業界が自らの役割をどう捉え、循環型社会づくりにどのように取り組んでいるか、主な業種別にシリーズで紹介する。

第1回は日本経済団体連合会（「日本経団連」）の産業第三本部で資源・エネルギーグループ長と環境グループ副長を兼務しておられる池田三知子さんをお訪ねし、産業界全体の状況についてうかがった。

日本経団連環境自主行動計画

—日本経団連の廃棄物問題に関する活動は、この20年で大きく様変わりし、高く評価され、期待されています。その軸となる環境自主行動計画、その考え方、特に今般改編された循環型社会形成編の内容について—

池田三知子グループ長 日本経団連では、環境問題に取り組むことは企業活動の必須要件であるということを、「地球環境憲章」にうたっています。この考え

に基づき、環境問題に自主的かつ積極的に取り組むということで、1997年から環境自主行動計画（温暖化対策と廃棄物対策）を策定し、約40の業種に参加いただき、活動しています。

廃棄物対策では、業種毎にリサイクル率、最終処分量などの数値目標や、具体的な対策を盛り込んでいます。この行動計画は、PDCAサイクルを回すということで、毎年度フォローアップ調査を実施し、公表しています。また、1990年前後の豊島

問題に象徴されるように、産業廃棄物問題が国民的な関心を集め、産業廃棄物最終処分場の逼迫問題が切実だったことを踏まえて、産業界全体の目標を掲げようということで、1999年12月に産業廃棄物の最終処分量の目標を掲げました。具体的には、「2010年の産業廃棄物の最終処分量を1990年実績の75%減とする」、つまり25%にするという非常に意欲的な目標でした。以後、産業界は最終処分量の削減を中心課題に据えて、精

力的に取り組んできました。

2002年度に目標クリア

—前倒しの成果を挙げていると聞いていますが—

池田 はい、産業廃棄物最終処分量の削減に向けた取組みは、着実に成果が上がっており、2010年度目標は2002年度以降毎年度前倒しで達成しています。直近のデータ（2005年度実績）では、31業種からの最終処分量は896万トンと、90年度実績の85%減を実現しています。こうした取組みは内外からも評価され、政府の循環型社会形成推進基本計画の目標にも採用していただいています。

その結果、切実だった産業廃棄物最終処分場の逼迫問題も、着実に改善の方向にあります。

きめ細かい分別

—目標達成の前倒し要因は—

池田 目標の前倒し達成の要因については、各業種の状況がかなり異なるので、その要因はまちまちです。共通して言えるのは、きめ細かな分別やリサイクル経路の開発といった努力が挙げられますし、量的には中間



産廃財団に期待していますと語る
経団連資源・エネルギーグループ長 池田三知子氏

処理といえますか、脱水効果が非常に大きいと考えます。

新行動計画、三つのポイント

—先般、自主行動計画を見直したそうですが—

池田 2010年度目標を4年連続前倒しで達成しましたので、目標値の見直しができないか、昨年1年かけて関係業界と議論しました。

その結果、自主行動計画を見直すことにしたわけですが、そのポイントは三つあります。

一つは、名称を今までの「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」に変更しました。現在の産業界の取組みは単なる廃棄物対策に止まらず、リデュース、リ

ユース、リサイクルと幅広く活動していますので、このような活動を推進するとともに国民の皆様にも広く理解していただくというものです。中身もそれに相応しいものに順次充実させていきたいと思えます。

二つ目は、産業廃棄物の最終処分量の目標値の見直しで、「1990年実績に対し75%減」という目標を「86%減」に引き上げました。産業廃棄物最終処分量は既に8割強の削減を実現していて、現行の技術水準等のもとでは限界に近づいているようですし、また、景気の回復により排出量の増加が見込まれます。このような状況を考えますと、今後、どのような経済情勢にあっても現行の最終処分量を上回

らないという決意で、86%減という目標を設定しました。日本経団連としては、引き続き各業種に最大限の削減努力を呼びかけていきたいと思ひます。

三つ目ですが、最終処分量に加えて、新たな目標指標を打ち出せないかについても議論しました。温暖化対策の場合は、各業種とも基本的にCO₂を削減すればよく、共通目標を設定しやすい面がありますが、廃棄物対策の場合は、業種によって、投入する原材料も違えば、出てくる廃棄物等も違うということで、状況は業種によってかなり異なりますので、産業界統一の目標を立てるのが難しい面があります。そこで、産業廃棄物最終処分量以外の目標を各業種の事情に合わせて設定をしておうということで、業種別独自目標を掲げました。関係業界には、今後とも業種別目標の充実をお願いしたいと思ひます。

日本経団連は、産業界の環境問題への取り組みが進むように、関係業界にお願い・ご相談するわけですが、実際に取り組みするのは個々の企業や業界ですので、そういった方々と議論させていただき、実態に即した取り組みを推進していきたいと思ひ

ています。

行政手続きの簡素化を

一産業界の取り組みを進めるにあたって制度的に改善すべき点は一

池田 廃棄物処理法は、業・施設の許可などの厳格な諸規制によって、不法投棄を防止するという法体系になっていますが、リサイクルを推進していく面においては、何もかも廃棄物として厳格な扱いをすると、折角活用できるものもリサイクルできないまま終わってしまう面があります。我々の考え方としては、もちろん不法投棄されては困りますので、不法投棄については罰則等を強化し、リサイクルできるものについては規制を緩和する、できれば法の適用除外するような感じにしてもらいたいと考えています。ただ、そのための制度設計を具体的にどうするか、適正処理の確保の必要性も考え合わせるとなかなか難しい面もあります。そこで、廃棄物処理法の特例制度の拡充を要望しています。加えて、業や施設の許可取得に伴い必要となる行政手続きをできるだけ簡素化すべきと考えます。将来的には電子化を推進し、複数の都道

府県で許可を取得している事業者について、審査は各都道府県で行うにしても、書類提出等の手続自体は全国共通のワンストップサービスのような形で行うことができるようになれば、不法投棄の防止とリサイクルの推進上の難しい問題も少しは改善するのではないかとと思ひます。

また、欠格要件の見直しも必要です。平成15年の廃棄物処理法の改正で、欠格要件に該当することになった場合に、「許可を取り消すことができる」という規定が、「取り消さなければいけない」になりました。この改正趣旨は悪質業者の排除だったわけですが、法改正の趣旨に照らして、過剰な法規制になっているのではないかと考えています。例えば、水質汚濁防止法など、廃棄物処理法以外の環境法令に、故意でなく、過失で違反して罰金刑になった場合も、欠格要件に即該当してしまい、許可が取消されてしまいます。近年、製造事業者業等も循環型社会に向けた取り組みの一環として、廃棄物の自己処理やリサイクルを手がけており、業や施設の許可を取得している企業があります。そういう製造事業者が、万が一、生産活動でその他環境法令に過

失で違反したから即座に廃棄物処理に係る許可を取り消すというのは行き過ぎではないのか、少なくとも、廃棄物処理を業として行っていない場合に、施設の許可を自動的に取り消すのはどうかと思います。悪質業者の排除は必要不可欠な取組みですが、不法投棄防止と循環型社会に向けた取組み推進という二つの政策課題の実現に向けて、バランスのある措置をお願いします。

爆発的普及が必要

一実務的な問題が出ましたが産業界と処理業界の接点ともいうべき、産廃ネットとか、電子マニフェスト、優良化事業が進められていますが、いまひとつという見方もありますが一

池田 優良性評価制度、これは良い制度だと思っています。この制度が始まる以前は、排出事業者から、良い処理業者を選ぼうにも情報が何もない、どう選んだら良いのかという話を良く聞きました。優良処理業者を選択しても排出事業者の責任が減じるわけではありませんが、判断材料となる情報が得られることは重要なことです。今はまだ、処理業者の登録も少ないよ

うですが、地道に、かつ着実に前を向いて進めていく必要があると思います。

電子マニフェストについては、紙マニフェストに比べて正確さが増しますし、推進すべきと思いますが、電子マニフェストは排出事業者、処理業者ともに加入者を一気に増やさなければなかなか普及しません。中途半端だと、排出事業者も複数の処理業者とおつきあいしているわけですから、紙と電子の二重管理しなければならなくなるのは大変ですし、間違いが起こる可能性も増します。ぜひ環境省におかれては、政府は「2010年までに50%まで普及させる」という意欲的な目標を掲げられたわけですから、その目標が実現できるよう、コスト面の手当てや、廃棄物処理法に係る行政手続きの簡素化も含めて、思い切った推進策を講じていただきたいと思います。日本経団連としても、様々な場で関係企業に推進を呼びかけています。

財団の活動に期待

一産廃振興財団について一

池田 産廃財団は、先ほど話に出ました優良化事業など、環

境省から委託を受けて、政策そのものに係るような業務にも携わっておられるなど、産業廃棄物政策を展開する上で、非常に重要な役割を果たしておられると思います。また、私も産廃財団の会議に出席して思うのですが、産廃財団は、環境省、地方自治体、有識者、産廃業者、それから産業界などの各ステークホルダーを集めて、自由闊達な議論を行う場を提供しています。そういうフォーラムとしての場は大切です。私も現在の部署に来る前は、産廃財団は環境省の下部組織かな、産廃処理業者さんの団体なのかなと誤解をしていた面もなくもなかったですけど（笑）

そもそも産廃財団は環境省の提唱で産業界が資金協力してできた団体です。また、公益法人改革とか随意契約の見直しなどの流れのなかで、難しい問題も抱えておられるかと思っています。そのようななかで、産廃財団には、産業界との係り方をどうしていくのか、産業界にとって有意義な活動とはどのようなものなのか、といったことも視野に入れながら、引き続き活動を行っていただきたいと思います。

（聞き手：(株)環境産業新聞社 森本 洋）

IT活用の循環地域づくり

— 環境省・平成20年度廃棄物・リサイクル対策予算概算要求 —

BAN改正対策で新規要求

昭和20年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求は、総額1,160億900万円（前年度比21.4%増）が計上された。平成20年度予算概算要求は、今年6月に示された経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」に基づき2011年度を目標に歳入歳出の基礎的財政収支黒字化する方向が再確認され、財政改革と経済成長を維持する方針で、公共事業費は3%削減が踏襲されたが、環境特枠が設けられるなど、予算配分については、重点化、効率化を図り、メリハリの付いた予算にするとして経済成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生を重点的に調整して行く方針である。廃棄物関係は環境立国戦略、地域活性化といった観点から、積極的な予算要求を行った。

その結果、公共事業費で約1,021億円、非公共事業費約113億円、特別会計（石油特別会計）約26億円の総額約1,160億円（前年度比21.4%増）の要求額をまとめている。

環境省は、概算要求にあたって、3Rを通じた循環型社会の構築に向け、来年度の北海道洞爺湖サミットの議長国としてG8の先頭に立って内外

の3R推進に取り組んで行く決意を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の改訂を今年度内に実施、これを基本に、適正処理の推進と不法投棄の防止を大前提にし、地域社会から国際社会まで適正な資源循環の確保を図るため、各種の施策を展開、3Rを通じての温暖化対策に貢献すると大きな目標を設定して概算要求を行った。

この中で、産業廃棄物対策は、適正処理と不法投棄対策の推進として、適正処理推進費、研究費への補助、優良化推進事業費、ITを活用した循環地域づくり整備事業（電子マニフェストの普及促進）、石綿含有廃棄物処理方法検討調査費など例年通り計上している。また、家電、建設各リサイクル法見直し、容り法に基づく取組の推進、使用済パソコン等の適正なりサイクルの推進を通じ資源の有効活用を促進する。さらに、国際的な循環型社会構築の推進の中では、廃棄物等の不法輸出入防止対策としてバーゼル条約95年改正いわゆるBAN改正に対する戦略的な検討費を新規に計上している。なお、バイオ関係予算も例年通り重点的に計上、温暖化・低炭素化社会への取組にも配慮している。

家電リサイクル制度の見直し 幅広い議論を展開する 環境省・経産省第 14 回合同会議

家電リサイクル制度の見直しのため第 14 回目の環境省と経済産業省の合同会合が 9 月 28 日午後 2 時から東京・永田町の全国都道府県会館で開催され、これまで行われてきた議論の論点整理をベースに論議が展開された。

同合同会合は環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会と経済産業省の産業構造審議会廃棄物リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループで構成され、これまで 13 回の会合が開催されてきた。

今回は、第 10 回目にまとめられた中間的整理を基に、第 11 回は①小売業者の引取・引渡適正化の検討、②廃棄物処理法等に係る対策、③収集運搬システムの改善策、第 12 回は①廃家電の不法投棄対策、②再商品化料金及びコスト低減化・透明化について、第 13 回は①品目追加、②小売業者の負担改善による効果的な収集運搬の検討について議論してきた。これらの論点を整理し、これをベースに今回、第 14 回合同会合で議論が進められたもの。

これまでの議論内容の整理については多くの委員が承認する一方、再確認、追加的意見が寄せられたが、再商品化のコスト低減、再使用と再資源

品の判定指針をどうするか、零細小売業者対策(回収費、判定指針等)、約半数の制度外で取り扱われている製品動向について、また、自治体代表委員は前払制を要請するなど幅広い分野に意見が寄せられていた。

第 14 回会合で議論の基本的な項目を紹介すると次の通りである。

1. 制度施行後現状認識

使用済家電の 7 割以上(テレビ以外 8 割)が小売業者により回収されており、買取時の引取慣行を利用した回収体制は想定通り機能し、リサイクル実績は年々増加し、一定の成果を上げていると評価、しかし、今だ半数の排出家電がメーカーリサイクル以外で取り扱われている。メーカーリサイクルの一層の拡大のため施策を検討することが望ましい。ただし、メーカーリサイクル以外でリユース取引・資源輸出は、3R の観点から適切な場合は認められるべきである。

2. 基本的な考え方

メーカーリサイクルを促進する施策の基本的な考え方としては①消費者にとっての利便性・受容性・透明性向上を通じた適正排出促進、②廃家電のメーカーへ円滑かつ適正な引渡確保、③不法投棄対策、④3R の観点から、適正なりユースの促進と廃家電処理・資源輸出の適正性を確保する。

これら 4 項目の基本的な考え方に沿って、これまでの論点が整理されている。

不法投棄

不法投棄事案対応支援事業 専門家支援チームの取組

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案は、平成 17 年度において新たに発覚した分だけで件数にして 558 件、不法投棄量は 17.2 万トンに達しています。また平成 17 年度末における不法投棄等の残存件数は 2,670 件、残存量の合計は 1,567.3 万トンにもなります。特に近年では、偽装リサイクルや自称自家処理など手口が巧妙化している事案が多く、各自治体が対応に苦慮するケースも散見されます。時間の経過とともに不法投棄が拡大すれば、行政代執行による原

状回復(支障除去)のコストも上昇します。

このため当財団では、現場調査の経験豊富な技術士、関係法令に精通した弁護士などのエキスパートにより構成する【専門家支援チーム】を組織し自治体の要請に応じて派遣しています。全国各地の不法投棄案件について豊富な知識と経験を有する【専門家支援チーム】が、現場において自治体職員の方と膝を交えての協議を通じて、対策工に向けた事前調査の方法、廃棄物の特性に合わせた支障除去の

ノウハウ、行為者の責任追及、措置命令対象者の資産調査など不法投棄、支障の除去に関連して生じるさまざまな問題を解決するための、多岐に渡る専門的な助言を行っています。

この事業は平成 15 年度から環境省の委託を受けて始まり、本年度で 5 年目に入りました。平成 18 年度には以下に示す 16 事案について活動を行いました。今年度も各地方自治体から支援要請を受けており、原状回復基金の効率的利用に直結するこのチームの活躍が期待されています。

平成 18 年度専門家支援チームの派遣実績

No.	不法投棄物	規模	行為者の職種	支障の種類
01	燃え殻、廃油等	400,000m ³	安定型最終処分場	硫化水素、VOC 汚染
02	解体廃棄物	4,400m ³	解体業	堆積物の崩落
03	解体廃棄物、シュレッダーダスト、廃油	8,000m ³	解体業	VOC 汚染
04	鉄くず、廃自動車、廃タイヤ、廃プラスチック	10,000m ³	古物商	廃油、廃酸流出の恐れ
05	ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック	5,200m ³	開発業者	堆積物の崩落
06	解体廃棄物、がれき類	56,793m ³	解体業者	堆積物の火災・崩落
07	がれき類、廃プラスチック類	65,000m ³	安定型・管理型最終処分場	VOC 汚染の恐れ
08	廃プラスチック、シュレッダーダスト	3,090m ³	中間処理業	飛散、火災の恐れ
09	安定型許可品目外	84,000m ³	安定型最終処分場	超過埋立物の崩落
10	がれき、木くず、石膏ボード	10,000m ³	中間処理業	高濃度 BOD、硫化水素、砒素
11	廃タイヤ、廃油	12,000m ³	油化施設	廃油流出の恐れ及び火災
12	(浸出水処理設備の不適正管理)	354,418m ³	最終処分場	浸出水流出の恐れ
13	燃え殻	10,000m ³	収運業、中間処理業	地下水の汚染の恐れ
14	廃油、廃タイヤ、焼却灰	45,000m ³	収運業、中間処理業	VOC、DXN 汚染の恐れ
15	解体廃棄物	6,000m ³	解体業者	景観、粉じん飛散
16	防水シート、建設系廃棄物	2,000m ³	解体業者	景観障害

専門家支援チームによる支援活動(S市の例)

古物商を営む行為者が山林及び原野に古物と称して廃自動車・廃家電などを搬入し、これを解体して金属を売却していた。しかし搬入物は長期間風雨にさらされ、現状ではほとんど価値がないことなどから、市はこれらを産業廃棄物と認定した。市は行為者に再三にわたり、適正処理と産業廃棄物の撤去を指導したが、改善は図られなかった。専門家支援チームの助言を受け、市は土地所有者達と協力し、措置命令を発出し行政代執行を行うことで事案解決に向かっている。



本案件の処理に際し、自治体は、放置された搬入物が有価物であるとの行為者の強い主張に苦慮していた。専門家支援チームの意見は「引き受け時点では金属くずその他が混合した状態であり、総体的に有価物として有償取引をして買ったというのであれば有価物である。しかし、そこから有用物である金属を抜き取って売却したのだから残った部分は廃棄物である、というのは当然だが、重ねて放置状態が長期にわたっていることから、全体として廃棄物と認定することが妥当である。」というものである。これにより、本案件は産業廃棄物の不法投棄事案と認定されることとなった。

当該土地に投棄された産業廃棄物は、プリント基板などの鉛を含む廃棄物や廃自動車が屋外に放置されたものである。流出対策は施されておらず、雨水等の接触により、土壌や地下水を汚染する恐れがある。また、油等が河川に流入して周辺的生活環境に支障が生じる恐れもあると判断された。当地は立ち入り禁止の柵が無く、以前にも火災が

起きたことがあることから、市は支障の除去には全量搬出して適正処分を行うことが最適な方法であると判断し措置命令を発出した。

さらに当該土地は、本人も一部を所有しているが、産業廃棄物を放置している多くの部分が第三者の所有地であり、行為者は使用権原を有していない。専門家支援チームのアドバイスにより、市が土地所有者に「地主としての責任」を追及した結果、行為者に対して明け渡し請求の送付、廃棄物撤去の看板を設置するなど、行為者に圧力をかけることで措置命令の効力を一層高めた。

その後、行為者の資力不足もあって措置命令は履行されず、行政代執行が行われることになり、原状回復基金の対象事業となった。なお、当事案には投棄された産業廃棄物に廃自動車等が含まれていることから、これらに係る部分の撤去事業費については「自動車リサイクル法」に基づく事業対象とされることになった。

(適正処理推進部)



建設廃棄物の 3R ・

適正処理パンフレットを配布

環境省委託による平成 18 年度産業廃棄物処理業優良化推進事業の一環として作成した「建設廃棄物の 3R ・ 適正処理推進パンフレット」の無料配布が始まりました。

本事業では、優良性評価制度の一層の普及・啓発を図るため、優良化促進活動ワーキンググループ（主査：後藤敏彦環境監査研究会代表幹事）を設置し、自治体関係者、排出事業者、処理業者、学識経験者等が委員となり活動しています。このワーキンググループにおける排出事業者の啓発活動の一環として、不法投棄量の最も多い建設解体廃棄物について 3R と適正処理を推進するためのツールとしてのパンフレットづくりに昨年度取組み、さきごろ環境省の監修も得て、印刷が完了しました。

このパンフレットは A4 サイズ 8 ページで、工事前から工事完了までの各段階で注意すべき点等をイラストや表をまじえてわかりやすく説明し、マニフェストや契約書等については問合せ先も示し、適正な運用を促すものとなっています。



パンフレットの構成

『建設廃棄物の3R、適正処理が地球をまもります。』

■ 工事前の確認	⇒	～事前調査、廃棄対象物の分類
■ 工事計画時	⇒	～処理業者の選定、契約
■ 工事計画時	⇒	～委託契約
■ マニフェスト	⇒	～産業廃棄物管理票の交付
■ 施工中	⇒	～分別排出を徹底
■ 工事完了時	⇒	～廃棄物処理法の知識、処分基準

廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト（パンフレット巻末ページより）

1. 処理業者の選択は適切ですか？
 - 許可証（コピー）によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
 - 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を有している。
 - 処理施設を現地確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
 - 処理料金は適切である（地域の一般的料金に比べ極端に少な過ぎない）。
 - 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。
2. 委託契約は適切ですか？
 - 収集運搬業者との委託契約書がある。
 - 処分業者との委託契約書がある。
 - 委託契約書には処理業者の許可証のコピーが添付されている。
 - 記載事項は全て正確に記入されている
（契約日、契約期間、廃棄物種類・数量、金額、中間処理の場合処理後の処分先、等）
3. マニフェストの管理は適切ですか？
（紙マニフェストの場合）
 - 産業廃棄物を搬出する都度、マニフェストを発行している。
 - 記載事項は全て正確に記入している（日付、廃棄物種類・量、等）
 - 処理業者からは、B2票、D票、E票が期限内に戻っている。
 - 現場にはA票、B2票、D票、E票が全てそろっている。
 - マニフェスト（保存期間は5年間）の保存方法が社内で決まっている。
（電子マニフェストの場合）
 - 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している。
 - 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。
4. 解体工事がある場合
 - 建設リサイクル法に基づく届出がなされている。
 - 石綿（アスベスト）が使用されているかの調査を行った。
（吹付け石綿がある場合）
 - 作業所には、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任した。
 - 「特別管理産業廃棄物」の処理の許可を持つ処理業者に委託した。
 - 吹付け石綿が付着した養生シート、保護衣等も特別管理産業廃棄物として処理した。
（重量の0.1%を超えて石綿を含有する廃棄物がある場合）
 - この廃棄物は「石綿含有産業廃棄物」であることを知っている。
 - 委託契約書、マニフェストには石綿含有産業廃棄物であることを明記している。

さらに、このパンフレットに挟み込む A4 サイズ 1 枚のリーフレットとして、『適正処理のために、廃棄物処理法違反は絶対にダメ!!』と題して、建設現場で想定される違反事例と罰則をイラストとともに示し、法令遵守の理解を深める「べからず集」を盛り込みました。

このパンフレットとリーフレットの普及については、今年度各々10万部を印刷し、建設九団体副産物対策協議会、全国産業廃棄物連合会、関東建設廃棄物協同組合、全国解体工事業団体連合会等のご協力により全国の建設業協会・支部、各県産廃協会等を通じて配布される予定です。また当財団運営のウェブサイト「産廃情報ネット」でもダウンロード可能です。

<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/yuryo07.html>

「産廃情報ネット」では、本年度の優良化推進事業の一環として、建設業における廃棄物処理のリスク管理等に役立つ情報をさらにボリュームアップし充実を図っていく予定です。（優良化事業推進チーム）

**適正処理のために、
廃棄物処理法違反は
絶対にダメ!!**

許可のない下請事業者が運搬していませんか?
工事で発生した産業廃棄物を、都道府県・政令市の許可を持たない下請事業者に収集運搬させた

- 元請事業者【委託基準違反】
 - 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - 法人も1,000万円以下の罰金
 (廃棄物処理法第12条第3項、第25条第1項第6号、第32条第2号)
- 下請事業者【無許可営業・委託禁止違反】
 - 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - 法人も1億円以下の罰金
 (廃棄物処理法第14条第1項、第6項、第13項、第25条第1項第1号、第13号、第32条第1号)

我が社(元請事業者)は収集運搬業の許可を持っているので、名義を貸して無許可の下請事業者に収集運搬をさせた

- 元請事業者【委託基準違反・名義貸しの禁止違反】
 - 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - 法人も1,000万円以下の罰金
 (廃棄物処理法第12条第3項、第14条の3の3、第25条第1項第6号、第7号、第32条第2号)
- 下請事業者【無許可営業】
 - 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - 法人も1億円以下の罰金
 (廃棄物処理法第14条第1項、第25条第1項第1号、第32条第1号)

許可業者に書面で契約せずに委託していませんか?
収集運搬の許可を持つ事業者に対して
・業務委託契約書を結ばずに委託した
・許可品目以外の廃棄物を頼んだ
・契約終了日から5年間契約書を保存していない

- 元請事業者【委託基準違反】
 - 行為者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科
 - 法人も300万円以下の罰金
 (廃棄物処理法第12条第4項、第12条の2第4項、第26条第1号、第32条第2号)

環境省 監修
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

建設廃棄物等のリサイクル・適正処理の推進に関する勉強会を発足

当財団はこのほど「建設副産物リサイクル広報推進会議」(事務局：(財)先端建設技術センター)と共同で、建設と廃棄物の両分野の専門家からなる建設廃棄物等に関するリサイクル・適正処理推進を目的とした共同勉強会を発足させることとなりました。

建設廃棄物のリサイクルは、ここ 10 数年の間に飛躍的に進展し平成 17 年度の建設廃棄物全体の再資源化等率は 92%となり、国土交通省の「建設リサイクル推進計画 2002」による平成 17 年度目標を達成しています。品目別では、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊は 100%に近いリサイクルがなされています。しかし、建設発生木材や建設混合廃棄物ではリサイクルや分別による排出抑制が上述した品目に比べて遅れており、こういった品目のリサイクルの推進が課題となっています。

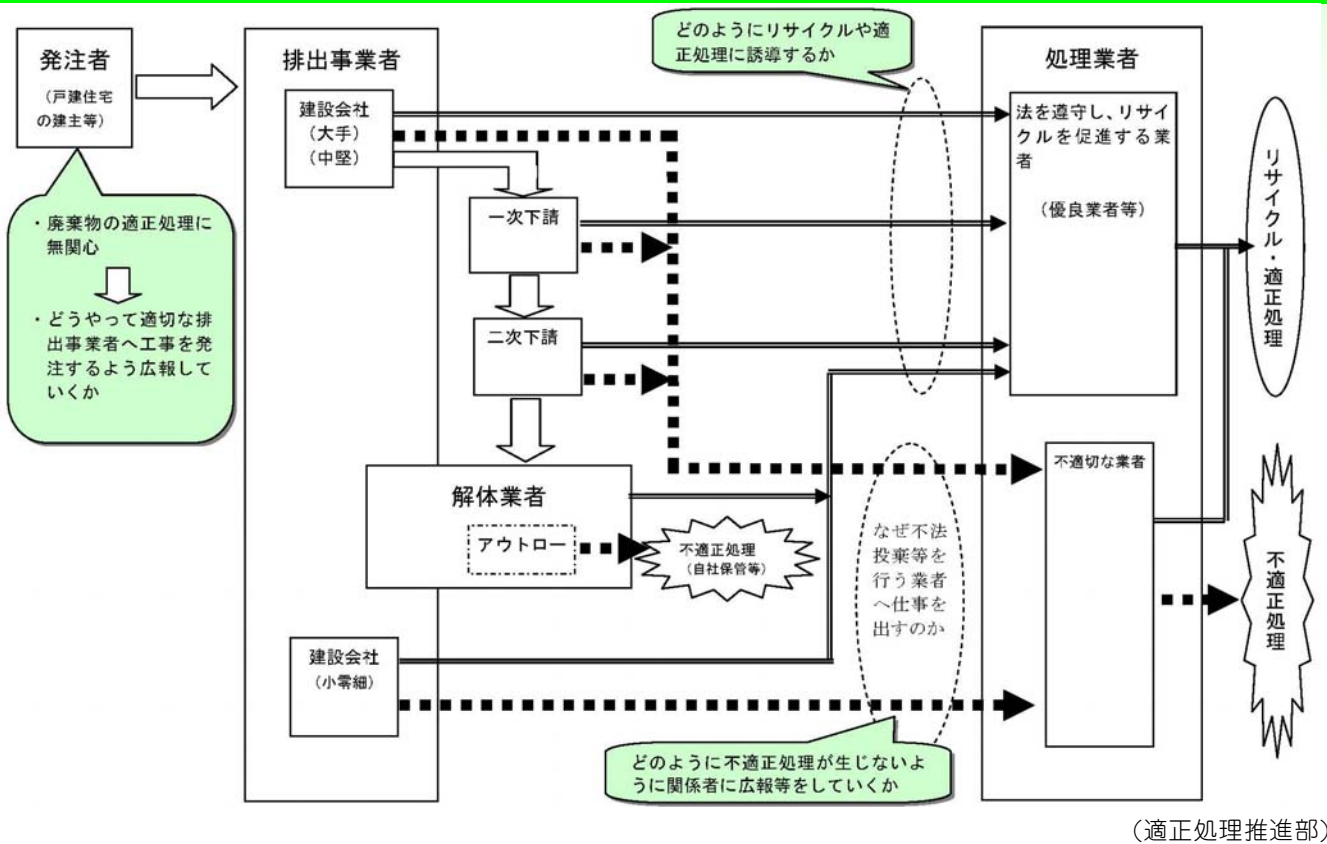
また一方で、昨今発覚した岐阜市や四日市市の大規模な不法投棄事案では投棄された廃棄物は戸建住宅等の建設解体廃棄物が多くを占めているとみられているうえ、その他にも建設解体

廃棄物を自社保管と称して大量堆積するといった事案も全国各地で依然散見される状況にあります。

こうしたなかで、建設廃棄物等のリサイクルに関する普及啓発活動を推進している建設副産物リサイクル広報推進会議と、不法投棄の未然防止対策等に取り組んできた当財団が、建設廃棄物のリサイクルを推進することは建設廃棄物の不法投棄未然防止にもつながるという考えのなかで、共同で勉強会を発足させることにしました。

今回発足させる共同勉強会の準備会として、さる 8 月 24 日、3 名の専門家の方々と国土交通省ならびに環境省のご担当官にお集まり願ひご議論いただきました。その結果、共同勉強会で検討していくテーマとして、これまで建設行政側からも環境行政側からもアプローチが必ずしも十分だったとは言えない小零細規模の建設会社や解体業者に対する法制度等の周知・広報手法の検討などが挙げられました。この共同勉強会は年 3 回程度開催し、検討内容は年に一度取りまとめて公表する予定にしています。

共同勉強会の予定検討テーマ(色の部分)



発売中!!

そのしくみ
と活用
マニュアル

産廃処理業者 優良性評価制度の解説

- 内容**
- 解説**
- ① 評価制度の基本的な考え方
 - ② 評価制度のしくみ
 - ③ 評価基準項目
- マニュアル**
- ① 情報開示システムへの情報登録方法
 - ② データ登録修正する場合の Cookie の設定手順
- 参考資料**
- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則の一部を改正する省令の概要
 - ② 平成 15 年度委託実態調査結果
 - ③ 平成 15 年度処理業者実態調査結果



A 4 版カラー(一部)114 頁/価格 1,500 円(送料別)
 編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)環境産業新聞社

●書籍名 ●部数 ●送り先住所、TEL
 ●ご担当者名を明記してください

お申し込みは FAX で

03 (3437) 0074
 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-12-9

発売中!!

誰でも
わかる!

日本の産業廃棄物 (平成18年度版)

特色

- ◆産業廃棄物の排出・処理等の実態、国・産業界による取組みなど、日本の産業廃棄物を取りまく現状をコンパクトにまとめた。
- ◆リサイクルについての内容を充実
- ◆日本の産業廃棄物の「いま」を知るテキストに最適!

A4版カラー50頁/価格600円(送料1部210円、部数に応じて実費)

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団



- 書籍名●部数●送り先住所、TEL
- ご担当者名を明記してください

お申し込みはFAXで

03 (3526) 0156

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当: 栗原

編集後記

9月に静岡県で行う予定だった産廃処理業経営塾の研修合宿が、台風9号の直撃で11月東京開催に変更を余儀なくされた。日ごろつい「環境にやさしく」などと口にしてはいるが、自然の恐ろしさを教えられた。

自然といえば北海道。今号巻頭の由田部長インタビューにもあるとおり、北海道洞爺湖サミットまで10ヵ月を切った。各自治体で産廃行政を担当しておられる職員の方々にお集

まりいただく当財団の全国担当者会議も今年は札幌で開催する。事務局はいま準備でおおわらわだ。

ところで、北海道ではニセコを中心にオーストラリア人のスキー客で毎冬たいへんな賑わいだそうだ。京都市など観光に熱心な自治体が、旭川や富良野など北海道の自治体と連携して、セットで売り込もうという動きもあるらしい。ブームの発端は在日オーストラリア人の口コミだと

いう。東京発のかけ声がなくとも、世の中は着実に国際化・協業化が進行している。

さて今号では由田部長からも日本経団連からも、当財団の活動や役割に対する「熱い励まし」のお言葉をいただいた。本誌も一層内容を充実させ、読者諸賢のご期待に沿うものにしていきたい。忌憚のないご意見・ご感想をお寄せください。

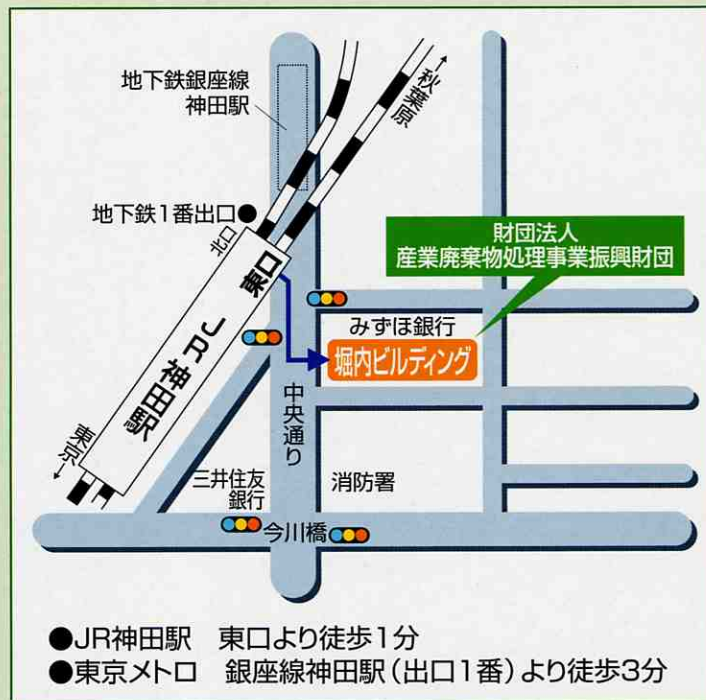
(三古)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。



産廃振興財団NEWS

2007.10 vol.15 No.48

発行日 平成19年10月30日

発行人 樋口 成彬

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号堀内ビルディング3階

TEL (03)3526-0155 FAX (03)3526-0156

URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています